

消防自動車などの

緊急走行に

ご理解とご協力を!!

消防自動車や救急自動車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めたり、急病人などに対して応急処置を行い、速やかに病院へ搬送したりしなければなりません。このため、消防自動車などは、緊急時に迅速に通行するため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車などの円滑な緊急走行のために皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

【緊急走行】
緊急走行を行うためには、300メートル離れても発光が確認できる赤色又は黄色の警光灯を点滅させ、90センチメートル以上のサイレンを鳴らして走行しなければなりません。また前照灯を上向き点灯することが推奨されています。緊急走行の法定最高速度は80km/h（高速道路の対面通行でない区間は100km/h）となつています。そして赤信号や一時停止標識の前であっても停止する必要がありません。しかし、徐行して安全確認を行う義務があるなど、緊急走行だからといってあらゆる交通規則が適用されなくなるわけではないのです。

【緊急車妨害等違反】
緊急自動車の走行を妨害すると緊急車妨害等違反となり、普通車の場合は1点減点及び6千円の反則金が生じます。また、緊急走行を「故意」に妨害した場合は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

- 1 消防自動車などがサイレンを鳴らしながら緊急走行し、接近してきた場合には、一般車両は周りの状況に配慮のうえ、速やかに道路を譲ってください。
- 2 交差点付近で消防自動車が近寄ってきた場合は、交差点を避け、道路の左側よつて一時停止してください。
- 3 消防自動車などが高速道路などで本線車線に入ろうとしているときは、これを妨げないようにしてください。
- 4 狭い道路などで停車する場合は、消防自動車などの通行に支障がないように配慮してください。
- 5 自転車に乗っている方や歩道のない道路を歩いている方は、速やかに道路を譲ってください。
- 6 緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務付けられており、通報時に近くでサイレンを止めて欲しいと言われる方がいますが、消防署としても誘導員を確認でき次第なるべく早めにサイレンを止めるように努力いたしますのでご理解ください。

- 1 消防自動車などがサイレンを鳴らしながら緊急走行し、接近してきた場合には、一般車両は周りの状況に配慮のうえ、速やかに道路を



● 女性消防団の「ちょっといい話」 ● <第17回>

A：今年もあつという間に12月。日がたつの、えらい早いことない？
B：ほんとよ、歳のせいやるか（笑）。時代に乗り遅れんように来年も頑張らんとね！
　　ということで、今年の防火に関する反省会といきますか。まずはCさんから。
C：はい。この間、グリルで魚を焼きよつたんやけど魚を取り出してからも火を止めるのを忘れとつたんよ。「なんか今日は暑いねえ」なんか言いよつたら、空焚きよつて、子どもにしかられてしもた。
A：ちょっと、気を付けてよ～！今度からCさんの家の周りを集中的に防火パトロールしよか（笑）。次は～、Dさん。
D：台所の大掃除しよ思て食器棚を動かしたら、その裏にあるコンセントがこげ茶色に変色しとつたんよ。プラグも変形しとつたし。「トラッキング現象」が起こつたんや！！
　　て思て肝を冷やしました。

A：危ないねえ。家具の裏にあるコンセントはホコリがたまりやすいんよ。その上台所は水分が多い。「トラッキング現象」が起こる条件を満たしとるわけよ。ほやけんかなり注意せないかんね。
B：そうそう、電気コードの上に重い家具なんか乗つとるんも、コード発熱の原因になるんやつて！
D：うん、1回怖い思いましたけん、今では注意してこまめに掃除しよる。
A：ほうやね。普段からの整理整頓や掃除によって防げる火災もだいぶあるんよ。
B：ということで、火災の予防にも気をつけた年末の大掃除で一年を締めくくりましょ！

